

働きやすい環境整備推進事業に係る Q&A

■ 共通事項

Q；この補助金の対象は何か。

A；育児、介護を理由として、宿直等を免除される医師や短時間勤務を行う医師の業務代替者の確保にかかる費用が補助の対象である。宿直等免除と短時間勤務を併用する必要はなく、どちらか一方の利用でも差し支えない。

Q；補助対象医療機関は「病院」に限られるか。

A；今回の対象は病院とする。

Q；概算払いはしないのか。

A；精算払いのみとする。

Q；補助額の上限はいくらか。

A；1 医療機関あたりの基準額上限 5,000 千円に補助率 1/2 を乗じた額（2,500 千円）となる。ただし、予算の範囲内において補助金を交付することとしており、予算の範囲を超えた場合は、補助金の減額を行う。

Q；育児・子育ての対象となる子の年齢は。

A；小学校就学の始期に達するまでの子。

Q；宿直等免除、短時間勤務制度の利用理由が「介護」の場合、要介護認定を受けていることや障害者手帳を持っていることを証明する書類が必要か。

A；証明する書類は不要。

Q；1 医療機関あたり 60,000 円という基準の根拠は何か。

A；国の「医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業」の基準額に準拠した。

Q；代替医師は非常勤医師に限るか。

A；常勤医師の負担を軽減するため、非常勤医師に限る。

Q；交通費は補助対象経費に含まれるか。

A；含まない。

■ 宿直等代替医師活用支援について

Q；宿直等代替医師活用支援の対象となるのはどのような医師か。

A；育児、介護を理由として、宿直等を免除されている正規雇用の医師である。

フルタイムの医師を想定しているが、育児、介護を理由とした短時間正規雇用の医師も含まれる。

Q；他の補助事業（重点医師偏在対策支援地域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業など）と重複して補助を申請していいか。

A；他の補助事業で計上している経費については、当事業の対象経費に含めないこと。

Q；代替の対象になるのは何か。

A；宿直、日直、休日勤務のカバーを指す。オンコールは対象外。

Q；申請時に提出を求めている「宿直等免除医師及び非常勤代替医師の宿直等勤務予定の有無について明記されている資料（当直表等）」について、来月の当直表までしか確定していない場合、確定したもののみ提出すればいいか。

A；申請時に提出可能なもので構わない。

Q；申請時に提出を求めている事業計画書について、代替医師が未定で氏名が分からない場合はどのように記入すればいいか。

A；派遣元医療機関名等、分かる範囲の記入で構わない。

Q；代替医師は複数でもいいか。

A；複数でも構わない。

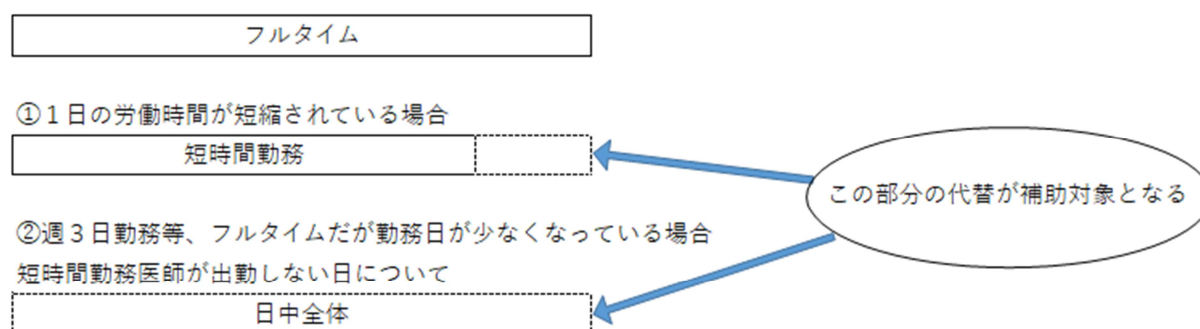
Q；宿直等免除医師の免除理由は。

A；出産・育児等からの復職や勤務の継続に向けた支援のため、育児・介護中に限る。

■短時間勤務に係る代替医師活用支援について

Q；補助対象となるのはどのような部分か。

A；短時間勤務制度を利用する医師の診療日における労働時間短縮部分である。



Q；短時間勤務医師が有給休暇を使った日の代替は対象となるか。

A；対象とならない。

Q；短時間勤務に係る代替医師活用支援の対象となる短時間勤務医師はどのような医師か。

A；フルタイムで正規に雇用されている医師で、育児、介護を理由に短時間勤務制度を利

用している医師である。

Q；育児時間や部分休業も対象になるのか。

A；対象にならない。育児・介護休業法に基づく短時間勤務が対象となる。

Q；非常勤医師は、短時間勤務制度を利用する医師の勤務時間の補填のために、新たに採用した医師に限られるのか。

A；今年度新たに採用した医師には限らず、既に採用されている医師でもよい。

Q；既に採用している非常勤医師の業務内容を変更して、短時間勤務制度を利用する医師の代替業務を行わせた場合、補助対象となるのか。

A；今年度、短時間勤務医師の労働時間短縮部分の補填をしていれば補助対象になる。

Q；短時間勤務医師と非常勤代替医師の診療科は一致していないといけないか。

A；一致を求める。

Q；代替業務をしていることを証明する資料とは何か。

A；非常勤代替医師の出勤状況が分かる資料。

Q；短時間勤務の時間に縛りはあるのか。

A；何時間以下といった決まりはないが、短時間勤務の勤務状況等を把握するため、交付申請の際にはフルタイム時と短時間勤務時の労働条件について明記されている資料（フルタイム時の労働条件通知書と短時間勤務時の労働条件通知書、または短時間勤務辞令書等）を添付する必要がある。

Q；非常勤医師について、代替勤務時間が 1.5 時間等の場合はどのように考えるのか。

A；30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げて計算する。30 分以上で申請可能。
（例：29 分→0 時間、1 時間 29 分→1 時間、1 時間 45 分→2 時間）

Q；1 日あたり、1～2 時間のみの短時間勤務の非常勤医師を採用するのは難しい。例えば 1 日 4 時間勤務の非常勤医師を雇用し、そのうちの 1～2 時間について、短時間勤務制度を利用する医師の代替業務を行わせた場合は、代替業務部分の人件費は、補助対象となるのか。

A；代替業務部分のみ補助対象となる。代替業務部分の人件費の算出にあたっては、時給が定められている場合は時給を用いて計算し、日給の場合は勤務時間に対する代替業務時間で按分して計算する。

Q；短時間勤務制度を利用する医師が、週 4 日勤務となった場合、残る週 1 日を非常勤医師が代替した場合も補助対象となるのか。（勤務日が週 5 日の場合）

A；補助対象となる。